資料1-2 R6.3.18 子ども・子育て会議 妊娠~子育て期までの切れ目のない支援フロー 出産 0~3歳 4~6歳期 養育支援訪問 母子保健 伴走型相談支援 乳児家庭 妊娠届 妊婦健康診査 出生届 乳幼児健康診査 全戸訪問 今後の公立保育所の役割 パパ・ママ育児専科など >マタニティ&ママのほっとスペース、子育てふれあい広場(じゃじゃり子み~け、れもんぐらす)など 子育て情報の提 供・保護者同士の ①地域の子育て世帯と支援機関等 交流 つどいの広場 をつなげる子育て支援拠点 •乳幼児健康診査精密検査 発達クリニック ・ことばとこころの相談 発達が気になる 子どもの発達が気になる場合 子どもへの支援 発達障害のある、また発達が気になる子の保護者等の集まる場「りりあん」 •相談支援事業 障害児サービス 子どもが障害児であり、サービスを利用する場合 ・児童発達支援事業(※就学以降は放課後等デイサービス) ③保育の専門性を 公立保育所 ②配慮を要する 官民みんなで高めあう ※休日保育を実施 子どもへの支援拠点 人材育成の支援拠点 教育・保育施設を利用する場合 教育•保育 (民間) 保育所、認定こども園、幼稚園 ※一時預かりなどを実施 •病児•病後児保育 子育て支援事業 子育て支援事業を利用する場合 ・子育て短期支援(ショートステイ、トワイライトステイ)・ファミリー・サポート・センター (※就学後…学童保育所等) 学校 就学時健診 小学校 支援を要する

児童家庭相談室

家庭への対応